

千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

令和5年3月17日
企画管理部教育総務課
043-223-4142

1 改正理由

- (1) 令和5年度組織の見直し（第17、19、20条）
- (2) 博物館法の改正（第12条）
- (3) 千葉県個人情報保護条例の廃止（第12条）
- (4) その他（第19、20条）

2 改正内容

(1) 令和5年度組織の見直し

以下の見直しのため、所要の規定整備を行う。

- ①教育総務課、保健体育課
保健体育課の危機管理班を教育総務課に移管する。
- ②教育政策課
教育立県推進室を廃止し、政策室を新設する。
- ③教職員課
働き方改革推進班、任用班を新設する。
管理室の建制順を変更する。
県立学校人事室企画調整班及び同室任用班並びに小中学校人事室人事班及び同室任用班を廃止する。

●第十七条

2 次の表の上欄に掲げるそれぞれの部に当該中欄に掲げる課を置き、それぞれの課に当該下欄に掲げる室等を置く。

新			旧		
部名	課名	室名等	部名	課名	室名等
企画管理部	教育総務課	総務班、委員会室、 <u>危機管理班</u> 、人事給与室、文書・情報室	企画管理部	教育総務課	総務班、委員会室、人事給与室、文書・情報室
企画管理部	教育政策課	<u>政策室</u> 、高校改革推進室、教育広報室	企画管理部	教育政策課	<u>教育立県推進室</u> 、高校改革推進室、教育広報室
教育振興部	教職員課	<u>管理室</u> 、 <u>働き方改革推進班</u> 、 <u>県立学校人事室</u> 、小中学校人事室、 <u>任用班</u> 、免許班	教育振興部	教職員課	<u>県立学校人事室</u> 、小中学校人事室、 <u>管理室</u> 、免許班
	保健体育課	学校体育班、保健班、給食班		保健体育課	<u>危機管理班</u> 、学校体育班、保健班、給食班

3 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課に置く当該中欄に掲げる室に当該下欄に掲げる班を置く。

新			旧		
課名	室名	班名	課名	室名	班名
教職員課	県立学校人事室	高等学校人事班、特別支援学校人事班	教職員課	県立学校人事室	<u>企画調整班</u> 、高等学校人事班、特別支援学校人事班、 <u>任用班</u>
	<u>(削る。)</u>			<u>小中学校人事室</u>	<u>人事班</u> 、 <u>任用班</u>

●第十九条 企画管理部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新	旧
教育総務課 <u>(削る。)</u> <u>五 危機管理に係る総合調整に関すること。</u>	教育総務課 <u>二 地方教育行政法第二十六条第一項の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る総合調整に関すること。</u> <u>(新設)</u>
教育政策課 <u>四 地方教育行政法第二十六条第一項の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価に係る総合調整に関すること</u>	教育政策課 <u>(新設)</u>

●第二十条 教育振興部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新	旧
保健体育課 <u>(削る。)</u>	保健体育課 <u>十三 関係機関との防災に関する事務についての連絡に関すること</u>

(2) 博物館法の改正

博物館法の改正（令和5年4月1日施行）により、都道府県教育委員会の行う博物館登録事務について以下の変更があったため、教育長の専決事項に以下の事務を追加する。

（変更内容）

- ・博物館法第17条・第18条により、都道府県教育委員会は、登録博物館に対して、新たに運営状況に関する報告・資料の提出依頼、必要な措置の勧告・命令をすることができることとされた。
- ・博物館に相当する施設の取消しについて、博物館法施行規則に規定されていたものが、改めて博物館法に規定された。

●第十二条

教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。ただし、第五条において特に規定するものを除く。

新	旧
十三 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)に基づく博物館の <u>登録等</u> に関すること。	十三 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)に基づく博物館の <u>登録、変更登録、登録の取消し及び登録の抹消並びに博物館に相当する施設の指定</u> に関すること。

(3) 千葉県個人情報保護条例の廃止

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定（令和5年4月1日等施行）により、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体が同法の適用を受けることとなったことから、現行の「千葉県個人情報保護条例」が廃止され、新たに「個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定された。

同条例の制定に伴い、当該条例を引用している教育長の専決事項中の条例名称の変更を措置する。

●第十二条

教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。ただし、第五条において特に規定するものを除く。

新	旧
二十五 <u>個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)</u> に基づく個人情報の開示、訂正及び <u>利用停止</u> に関すること。	二十五 <u>千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)</u> に基づく個人情報の開示、訂正及び <u>利用停止等</u> に関すること。

(4) その他

千葉県県立学校チャレンジ応援基金の新設及び業務の実態に合わせるため、所要の規程整備を行う。

●第十九条 企画管理部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新	旧
財務課 <u>十九 千葉県県立学校チャレンジ応援基金に関すること。</u>	財務課 <u>(新設)</u>

●第二十条 教育振興部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

新	旧
学習指導課 七 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育課程及び保育等に係る指導及び助言に関すること <u>(特別支援教育課及び保健体育課の所掌に属するものを除く。)</u> 。 <u>二十一 県立学校における教育の情報化に関する推進計画の策定並びに教育用情報機器等の管理及び運用（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</u> <u>(削除)</u>	学習指導課 七 幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育課程及び保育等に係る指導及び助言に関すること。 <u>(新設)</u> <u>二十四 県立学校における教育の情報化に関する推進計画の策定並びに教育用情報機器等の管理及び運用（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）に関すること。</u>

3 施行期日

令和5年4月1日